実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
九十九里町	第9工区【両総土地改良区】	令和3年3月15日	令和3年3月15日
	真亀・不動堂・下貝塚・粟生・		
	藤下・西野・細屋敷		

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		285. 15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		169. 63ha
③地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計		148. 41ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21. 27ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	127. 14ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		30. 80ha
(備考)		

2 対象地区の課題

農業従事者の高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れ等により、農業の担い手不足が 深刻な状況となっています。

後継者確保のため、認定農業者の育成、法人化、新規就農者の支援等地域の実情に即した経 営体の育成を進める必要があります。

農地が 10a 区画と小さく、用水の配管等が未整備となっています。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や、認定 新規就農者の受入れを促進することにより対応いたします。

中心経営体の経営基盤の強化を図るため、人・農地プランの推進により、農地集積率の向上を目指します。

基盤整備等に向け、地域ごとに農家の意見の取りまとめをし、要望事業の方向性について検討いたします。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

豊海地区における担い手や集落営農組織への農地の集積・集約の推進と併せ、営農計画が将来に亘り持続的な安定経営及び所得向上を実現するために「豊海地区営農・土地改良事業推進協議会」を立ち上げ、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組むために必要な営農計画及び土地改良事業等の円滑な推進を図ります。